都筑区総合庁舎区民ホール大型LEDビジョン ネーミングライツ公募要項

1 公募の趣旨

横浜市における持続可能な施設運営並びに施設の魅力向上及び地域の活性化に資するため、「都筑区総合庁舎区民ホール大型LEDビジョン(以下「LEDビジョン」という。)」のネーミングライツ(命名権)について、スポンサーの公募を行います。

2 公募主体

横浜市

3 応募できる者

- (1) 自らネーミングライツスポンサーとなることを希望する団体等が契約することができます。
- (2) 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体は契約できません。
- (3) 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する団体等は契約できません。
- (4)申込時点で、公序良俗に反する事業を行う団体等、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人及び国税、地方税を滞納している法人は契約できません。
- (5) 契約者の所在地については横浜市内外を問いません。
- (6) 横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者は契約できません。

4 ネーミングライツ対象施設

施設名称:都筑区総合庁舎区民ホール大型LEDビジョン

所 在 地:横浜市都筑区茅ケ崎中央32番1号 都筑区総合庁舎 区民ホール

5 施設の主な仕様

現在区民ホールに設置されている大型ビジョンの筐体を活用し、令和7年3月にLEDビジョンを新規導入します。下記は導入を予定しているビジョンの仕様です。

整備したLEDビジョンについては行政情報の発信等を目的として使用します。

- (1) 画面サイズ:幅3500mm×高さ2000mm
- (2) ピクセルピッチ: P3.9mm
- (3) 最大輝度:800cd/m²以上
- (4) リフレッシュレート: 7680Hz
- (5) コントラスト比: 4500:1以上
- (6) 映像再生

ア ローカル環境の端末にデータを保存し、タイムライン再生及びループ再生が可能 イ PCのデスクトップ上に表示されている映像をLEDビジョンに投影可能

(7) 音声再生

機器にはスピーカーは設置されていません。そのため、音声は流れません。

(8)放映する予定の映像等について

主に行政情報の映像を放映します。

(9) 区民ホールに関する制約等について

大型ビジョンが設置されている区民ホールは区民の皆さまに身近で親しみやすい展示等を行う場として、利用されています。また、選挙の際は期日前投票所になります。

そのため、区民ホールの利用状況によってはLEDビジョンにおける表示等において制約がかかる場合があります。

区民ホールの利用や運営要綱等ついては以下ページを参照ください。

・横浜市都筑区総合庁舎区民ホール

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/madoguchi-

shisetsu/riyoshisetsu/kumin-hall.html

(10) 既設大型ビジョンの外観について 画面サイズは(1)の通りです。





※写真は整備前のものです。

6 ネーミングライツによる愛称付与について

- (1) LEDビジョンの<u>愛称</u>として、スポンサーの企業名や商品(ブランド)名等を付与することができます。
- (2) 提案された愛称については、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会(以下「導入検討会」という。)における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。検討の結果、申込者に対して愛称の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできません。

7 愛称の条件

愛称の中に「ビジョン」を含めてください。

8 スポンサーメリット

スポンサーメリットは以下の表のとおりです。

	スポンサーメリット	内 容	備 考
1	施設への愛称の表示	愛称の看板等を表示します。 表示は原則としてLEDビジョン 筐体と接し、横浜市が安全性に支 障がないと認めた範囲に限定しま	製作・設置・撤去費用等はスポンサーの負担とします。また、 契約終了後は原状復帰していた だきます。デザイン、大きさ等 については協議し、横浜市の同

		す。	意を経て決定します。
2	その他	協議による	1以外のご希望については、施 設目的や関係法令等の規定を踏 まえ、協議のうえ、横浜市の同 意を経て決定します。

9 契約条件

(1) 契約金額

年20万円以上(税込)

※令和6年度分については日割り計算とします。

(2) 愛称の使用期間

3年間

(3) 愛称の使用開始時期

令和7年3月(予定)

(4) 施設の魅力向上や地域の活性化に資する提案

スポンサーとして、施設の魅力向上や地域の活性化に資する提案をしてください。実施 時期や頻度、内容等を具体的に提案してください。

なお、優先交渉権者の選定にあたっては、提案いただいた内容に関して、本市から具体 的な提案内容や記載の趣旨等を追加で確認させていただくことがあります。

(5) 愛称表示等にかかる費用負担

ネーミングライツ導入時及び契約期間満了時等における、施設への愛称の表示の設置及 び撤去にかかる経費については、スポンサーの負担とします。

10 応募方法

別紙1、2に必要事項を記入のうえ、11に掲げる必要書類を持参し応募してください。

11 必要書類

- (1) 別紙1
- (2) 別紙 2
- (3) 印鑑証明書
- (4) 応募する団体の概要及び直近3か年の決算報告書等
- (5) 登記事項証明書
- (6) 納税証明書【法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税(直近1年間分)】

12 公募期間

令和6年12月16日(月)午前10時から12月27日(金)午後5時まで ※郵送の場合の締切りは、12月27日(金)の消印有効とします。

13 選定方法

公募期間終了後、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会の結果等を踏まえ、希望 契約金額、愛称案、その他要素を総合的に判断し、優先交渉権者として決定した後、当該施 設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協 議したうえで契約を締結します。

導入検討会における検討項目及び検討のポイントは、別紙3を参照してください。 ※導入までの流れは、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

(URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.html)

14 愛称名の使用開始までの流れ

手続きの流れ	スケジュール(予定)
①応募	令和6年12月27日(金)まで
②書類審査	
③導入検討会による検討	令和6年12月~令和7年2月
④優先交渉権者の選定	
⑤関係者及び市民への意見聴取	令和7年2月
⑥導入検討会による検討	令和7年2月~3月
⑦契約相手方の決定及び契約締結	令和7年2月~3月
⑧愛称の周知期間	令和7年3月
⑨愛称の使用開始	令和7年3月

[※]予定は変更となる可能性があります。

15 応募・問合せ先

T224-0032

横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1

横浜市都筑区総務課 担当:土生、大塚

TEL: 0 4 5 - 9 4 8 - 2 2 1 3FAX: 0 4 5 - 9 4 8 - 2 2 0 8

E-mail: tz-yosan@city.yokohama.lg.jp

年 月 日

横浜市長

団 体 名:所 在 地:代表者職氏名:

別紙のとおり、【都筑区総合庁舎区民ホール大型LEDビジョン】へのネーミングライツについて応募します。

(連絡先)

団体名: 所在地:

担当者氏名: 電話番号: e-mail:

1	応募する団体等	名称:
		代表者名:
		所在地:
		(登記簿上の本店所在地)
2	応募趣旨	
	平小中	
3	愛称案	
4		
•	70.03 007.3 IEE (1 0,07	
5	施設の魅力向上や、地域貢献・地域	例:区民ホールを利用した●●のイベントを年に
泪	5性化につながる提案	1度実施する。想定される参加人数は●人程度で
※ ₽	川紙2に収まらない場合は、別途資	こちらからは●人程度のスタッフを動員する。詳
	4を添付してください	細は区と協議の上、決定する。
不-	するがいしてくたるい	
6	希望するスポンサーメリット	
	(5の実施に必要なものも含む)	
7	その他	

□ 横浜市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

検討項目及び検討のポイント

- ① 応募団体
 - 【ポイント】
- ・応募資格にあてはまるか
- ・経営は健全か

など

- ② 応募の趣旨
- 【ポイント】
- ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか など
- ③ 愛称案
- 【ポイント】
- ・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- ・施設等の管理運営に支障が生じないか

など

- ④ ネーミングライツの対価
- 【ポイント】
- ・応募金額は妥当か など
- ⑤ 施設の魅力向上、地域活性化につながる提案

【ポイント】

- ・導入施設等にふさわしい内容か
- ・実現可能な内容か
- ・市等の関係機関が対応可能な内容か など
- ⑥ スポンサーメリットに関すること 【ポイント】
 - ・施設の設置目的や関連法令等に適合する内容か など
- ⑦ 市民および関係者からの意見聴取の結果
- ⑧ その他、検討において必要な事項